

(様式例・記載例 (法第 28 条第 1 項関係「前事業年度の事業報告書」)

2022 年度 事業の成果

2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人ひた人権研究センター

“連帯と協働を求めて” 22 ～差別の現実を実感するために～

当人権センターは「被差別当事者との出会い」を大切に、当事者の訴えから、日常生活の中に存在する差別を見逃さない、すなわち「市民一人一人が差別を解消する当事者としての意識が持てる」研修等の在り方を模索してきた。

今年の地元報告は、日田市人権・部落差別解消推進課からの「2021 年度人権に関する市民意識調査結果報告書(日田市)から」であった。参加者からは「地元調査の結果がこういう形で報告されるのは大変良い事だと思う、よく分かった。意識の高まりや、解決に向かおうとする姿が伝わってきた。この結果を生かしてこれからどう進めていくか期待している。自分自身も積極的に学びたいと思った。」等、行政が自らの課題を真摯に報告することへの評価や期待の声が多く見られた。

報告の中で明らかになってきた市民の部落問題に関する意識。「部落差別がなぜ存在するか」の問いに「知識がないため昔からの差別意識や偏見をそのまま受け入れてしまう」という根強い傾向が指摘された。そこで、解決するためには「人権教育や啓発を積極的に推進する」「交流を通して相互理解を深める」等、前向きな考えが多くあることから、この現状を踏まえた研修内容の吟味がさらに重要になると報告された。

奥田氏は、同和地区所在地情報の暴露の問題点として「同和地区とされてきた土地との関わりにおいて部落出身者であると『みなされる差別』が現代社会において広範に存在している」と指摘した。参加者からも「差別というものは、差別する側が『差別の対象者』を勝手に規定し、差別する理由(口実)」をまことしやかに語る、まさにそのとおりでストンと心に落ちた。胸(心)にきざんでおきたい。」(抜粋)等、差別は「差別する側の問題である」という視点の重要性が確認された。

次に、東京地裁の出版・公開の「差し止めの根拠が『プライバシーの権利』を侵害したとして、『差別されない権利』が認められなかったことが問題」と指摘。「差別それ自体を禁止する法律がないため、差別それ自体が直接裁かれることはない。そのため行政指導にも

限界がある」とし、差別禁止法の制定の必要性を訴えた。「とてもわかりやすく、自分の中でイメージが具体的にできました。人の意識や行動をかえるために法律が必要なことも強く感じる事ができました。」や「全国部落調査出版事件について改めて学ぶことができた。ネットを介した差別情報の流布が差別行為であり、一人ひとりが正しく判断し行動することが大切だと改めて思った。差別禁止法の制定が必要であると思った。一人ひとりの人権意識を高めていくことが基盤であると思った。」等、理解と共感する声が多く寄せられた。

さらに同氏は「差別を肯定する人はまずいない。しかし、何が差別であるのかが社会の共通認識になっていないもとでは、『差別をなくそう』と一般的に訴えていても空回りになる。差別禁止法はその共通の物差しを提示するものとなる。」とし、「具体的に何が差別に当たるのかを明らかにすることが重要だ。」と提起した。

「差別解消の為に日頃感じる問題意識:アンケート 3」からも「これが差別なのか?不安に思うことが多々あります。”おかしくない?”となかなか言えないことがあります。私のような者が、その場で、どう言ったり対応したらいいのか、自分なりに工夫して、差別はダメと伝えていきたいです。」や「何が差別となるかという物差しを自分だけでなく周りの人とも共通認識を持つように話をしていくこと。」「今朝、家を出る時に、『まだ、講話を聞かない』と、連れ合いが言いましたが、『人権に関わることは何度も聞いて自分のものにせんといかんと!!』と捨てゼリフで出て来ました。そういうことです。」等、多くの市民は差別はよくないと考え、差別をなくしていきたいという意欲を持っているものの、具体的に何が差別に当たるのか、という共通の「モノサシ」がないために「不安やとまどい」を感じている姿が伺える。

したがって、実際に被差別当事者の思いと出会う事を大切にし、当事者の困りごとや悩み、願いや要求を「それはあの人の問題である」とやり過ごすのではなく、自分の生活の中にも共通する課題ではないかとする視点を学び続けることで自分自身が変わり、周りの人とも共通認識が持てるよう行動することが、私たち市民に求められている。

[参照資料]

- ・第7回「人権と出会う日田のまちづくり」推進講演会当日資料
- ・同講演会参加者アンケート
- ・2021年度 人権に対する市民意識調査報告書

2022 年度調査・研究部の事業報告書

2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人ひた人権研究センター

I 事業の成果と課題

・成果について

(1) 資史料の調査・研究

① 当会会員の橋本雅文さん（咸宜園放学遊山の会）に引率・案内をお願いし、宇佐八幡宮を見学して八幡神について学んだ。※当会『つながる第 20 号(2023.3 発行)』参照。

② 人権問題に関わる新聞記事(主として朝日新聞)を収集した。

③ 人権ふるさと祭り(北友田 3 丁目集会所)に先だって「人権パネル」の学習会を事務局で行った。

(2) 資史料会読会の実施

① 定期購読している福岡県人権研究所機関誌『リベラシオン 184 号(2121.12 発行)～188 号(2122.12 発行)』計 5 冊を事務局で回読した。

② 『おおいた部落解放史第 11 号(1991.12 発行)』所収「日田における水平運動のと融和運動(中尾雅人)」を事務局で会読した。

(3) 実地見学用小冊子の作成・改訂

B 地区フィールドワーク(実地見学)用小冊子を更新中である。

(4) 地域住民からの聞き取り調査及び資料化

会員から聞き取った。

(5) その他

① 第 47 回部落解放・人権西日本夏期講座をオンライン受講した。

② 第 39 回九州地区部落史研究集会(大分県教育会館)に参加した。

③ 人権ふるさと祭り(北友田 3 丁目集会所)で「人権パネル」を展示し、資料を配付した。

④ 人権問題を考える・2022(佐賀市・アバンセ)に参加した。

・課題について

① 日田地区部落史解明に資する資史料を市内外に探す活動を継続する。

② 資史料会読会・閲覧会は、人的密を避けるため、また淡窓図書館が短時間利用を求めるため実施しなかった。当面、書籍・新聞記事紹介なども含めて継続する。

③ 実地見学用小冊子の作成・更新を継続する。

④ 地域住民からの聞き取り調査及び資料化については、会員から断片的に聞き取ったのみで、資料化ができていない。取り組みを継続する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施日時 (B)当該事業の 実施場所 (C)従事者の人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)人数	事業費の金額 (単位：千円)
人権問題の調 査・研究	1. 調査・研究	(A)通年 (B)北三集会所・野 外 (C)8・9名	(D)日田市内外 (E)不定	17
	2. 資史料会読会の開 催	(A)通年 (B)北三集会所 (C)9名	(D)日田市内外 (E)不定	4
	3. 現地見学用小冊子 の作成・改訂	(A)通年 (B)北三集会所 (C)3～5名	(D)日田市内外 (E)不定	1
	4. 地域住民からの聞 き取り調査及び資 料化	(A)通年 (B)A地区B地区 (C)3～5名	(D)日田市内外 (E)不定	1

2022 年度啓発・教育部の事業報告書

2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人ひた人権研究センター

I 事業の成果と課題

・成果について

①フィールドワーク研修及び対話会

本年度は4件の研修依頼があった。近隣地域の団体からの要請により、本センター研修要項(B)の研修を行った。プレゼン・フィールドワーク・対話会を行ったことで参加者からは、「差別に気づくのは学びである、と改めて気づかされました」「今までこんな形式の研修がなかったのだからためになった」などの感想が寄せられた。また、市内中学校より対話会研修の依頼があり講師を派遣した。参加された先生方からは「差別する側の意識を変えることが大切」「学び直し、出会い直しは本当に大事」など、対話会に参加できてよかったという感想をいただいた。しかし、残念ながら依頼の残り2件はコロナ感染拡大と悪天候によりやむなく中止となった。

②相談活動

本センター会員の方より「合理的配慮」の考えに基づく件で相談をお受けした。相談者の思いを共有するために、調査・研究部と連携し現地調査を行った。現地調査の結果地域の隣保館と連絡を取り合い、相談者の思いに寄り添えるよう働きかけをし、その内容を相談者と共有してきた。

② 講座の開催

本年度は12月10日(土)に第7回「人権と出会う日田のまちづくり」推進講演会を開催した。地元報告は「人権に関する市民意識調査(日田市)から~かわらない意識・かわってきた意識~」と題し、日田市人権・部落差別解消推進課課長 諫山智氏に発表していただいた。市民意識調査を人権・部落差別解消推進課が分析し日田市民に伝えるのは初めてのことであり、本調査の存在を初めて知ったことや報告内容の意義を共有できたという感想をいただいた。昨年の本講演聴講者アンケートで「ぜひもう一度聞きたい!」というご要望を多くいただいたこともあり、「全国部落調査出版事件を読み解く」と題して、今年度も奥田均氏にご講演いただいた。現状の法律では『差別されない権利は保証できない』ということを丁寧にわかりやすく講演いただいたこと・日田市の人権意識調査にも触れていただいたことから、聴講者からは「『差別禁止法』が必要であることが分かった」「あらためて、差別は差別する側の問題であることが分かった」との感想が寄せられた。

・課題について

- ①コロナ感染症拡大から3年、学校現場での対話会が実施できにくい。また、実施できても時間の制約があり対話が深まらない。対話会の在り方や進め方を考えなければならない。
- ②相談者に解決の方向性を示せずにいるので、今後も思いを聞き取っていく。
- ③今後の講演会は、第7回までの組織・運営とは変わっていくことが考えられるが、参加者拡大を含め、当事者団体等とも連携し「差別は自分事である」ということをより学び続けていける会にしていきたい。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施日時 (B)当該事業の 実施場所 (C)従事者の人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)人数	事業費の金額 (単位：千円)
人権問題に 関わる啓 発・教育	1.啓発に関する講座 の開催	(A)11月27日 (B)パトリア日田 (C)20名	(D)日田市民 (E)180名	48
	2.フィールドワー ク・研修	(A)10月 (B)北三集会所等 (C)8名	(D)県内 部落問題 研究会等 (E)36名	5
	3.講師派遣	(A)10・12・2(月) (B)市内中学校等 (C)12名	(D)市内中学 校教職員 等 (E)37名	3
	4.相談支援活動	(A)通年 (B)日田市 (C)8名	(D)日田市民 (E)1名	5

2022 年度情報発信部の事業報告書

2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで
特定非営利活動法人ひた人権研究センター

I 事業の成果と課題

・成果について

- ① ホームページ上で、当センターの活動内容を掲載した。特に、毎月の活動内容、人権と出会う日田のまちづくり講演会のポスター、案内文書、対話会、機関誌「つながる」の掲載によって、会員・日田市民に活動内容をすばやく知らせることができた。
- ② 機関誌「つながる」は、4 回発行した。総会および学習会報告、相談活動の報告、研修会の報告、対話会の報告、「人権と出会う日田のまちづくり」推進講演会の報告を掲載し、具体的な活動内容を会員・日田市民に知らせることができた。
- ③ 「人権と出会う日田のまちづくり」推進講演会において、講演者の奥田均氏の書籍紹介および販売を昨年同様行った。会員の方の協力により、『暴露と曲解 部落ってどこ?』（部落解放・人権研究所発行）については、完売した。書籍紹介を通して、講演内容を深める一助となった。
- ④ 総会後の学習会、「人権と出会う日田のまちづくり」推進講演会の録画ブルーレイの作成ができた。他団体の学習教材としての利用が可能となった。
- ⑤ フェイスブックの更新をおこなった（2023. 3 月より）。

・課題について

- ① フェイスブックについては、研修会案内、会員・協力団体との交流を図るものにしたい。内容の検討を行い、更新を行っていく。
- ② ホームページについては、不特定多数の人が見るため、掲載内容について理事会の承認を受けて掲載し、適宜更新していく。
- ③ 機関誌については、年間 4 回発行とし、当センターの活動内容や他団体との交流の報告を中心に掲載する。
- ④ 研究報告書については、継続して行われている活動について専門部と話しながら、報告すべきものについて作成していく。
- ⑤ 書籍や資料の紹介については、つながる 19 号で『「人権の世間」をつくる』（奥田均著）を紹介した。今後は、調査・研究部と協力して蔵書目録や内容紹介を機関誌やホームページに掲載し発信していく。
- ⑥ 「人権と出会う日田のまちづくり」推進講演会での書籍紹介文書作成・書籍販売・録画ブルーレイの作成を継続して行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施日時 (B)当該事業の 実施場所 (C)従事者の人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)人数	事業費の金額 (単位：千円)
人権問題に 関わる情報 の収集と発信	1. フェイスブックの管理と情報発信	(A)通年 (必要に応じて随時 実施) (B)北三集会所 (C)3名	(D)会員 関係機関 (E)31名	34
	2. ホームページの管理及び活動の記録発信	(A)月1回更新 (必要に応じて随時 実施) (B)北三集会所 (C)3名	(D)閲覧者 (E)不定	17
	3. 機関誌「つながる」の刊行(事業などの記録)	(A)6・3(月) (B)北三集会所 (C)10名	(D)会員 (E)100名	28
	4. 研究報告書の作成	(A)必要に応じ作成 (B)北三集会所 (C)10名	(D)会員 (E)100名	8
	5. 基本的文献の収集	(A)随時 (B)研究集会場所 ネット 県立図書館等 (C)10名	(D)会員 関係機関 (E)不定	0

2022 年度会計管理部の事業報告書

2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人ひた人権研究センター

1. 事業の成果と課題

・成果について

コロナ禍での3年目となった2022年度は、さまざまな事業が少しずつではあるが、規模を縮小しながら開催されるようになってきた。

当センターも、感染対策をしながら通常総会を開催し、総会出席者の方々からの引き続きの会員登録・会費納入協力をしていただいた。その後、役員や専門部員の働きかけにより、50名の正会員、賛助会員19名、賛助団体3団体の加入協力をいただくことができた。中には、当センターの趣旨に賛同して口数を増やして納入してくださる方や賛助会員から正会員になってくれた方もいて今年度の正会員数の目標を達成することができた。賛助会員数は昨年度より減ってしまったが、継続加入で協力してくださる会員や団体のご協力で活動を維持することができた。

2022年度当初は 不具合のあったパソコンの修理が早急の課題であったが、パソコンに詳しい会員の協力により、安価で修理することができた。

また、センターの文書管理のためのファイルなどを揃え、文書やデータの管理ができるようにした。

さらに、交通費や印刷費、通信費の確保により、他地域への研修会や現地調査、機関誌の発行、ホームページによる情報発信など、各専門部の事業を推進することができた。今後も会員の方々からいただいた会費を有意義に活用し、研修や活動が活発に進められるよう各専門部と連携していきたい。

・課題について

2022年度もコロナだけでなくインフルエンザの感染や大寒波の影響で当センターの「フィールドワーク」や「対話会」の要請は減少したり中止や次年度に延期となったりした。人が出会う機会が少なくなったことで、当センターの活動趣旨を伝えたり加入を呼びかけたりして会員を増やすことができにくい状況が続き、新規会員が少ない状況である。

現会員の方々と共に、当センターの活動趣旨を広め、賛同してくれる会員を増やしていく努力を今後も続けていきたい

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施日時 (B)当該事業の実施場所 (C)従事者の人数	(D)受益対象者の範囲 (E)人数	事業費の金額(単位:千円)
研究センターの業務の会計管理	1.研究会等への参加	(A) 6・1・3(月) (B)・北三集会所・大分 (C) 10人	(D)会員 関係機関 (E) 200名	18
	2.各専門部の事業推進	(A) 随時実施 (B) 北三集会所 むくの木センター 他 (C) 15名	(D)会員 関係機関 (E) 250名	18
	3.補助金等の申請	(A) 6月 (B) 日田市 (C) 3名	(D) 会員 関係機関 (E) 159名	1
	4.備品の管理	(A) 随時 (B) 事務所 (C) 9名	(D)会員 関係機関 (E) 200名	15

様式例・記載例（法第28条第1項「前事業年度の計算書類（活動計算書）」）
 特定非営利活動法人 ひた人權研究センター

活動計算書
 2022年4月1日～2023年3月31日まで

特定非営利活動法人 ひた人權研究センター
 (単位：円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員@ 2,000×54人	108,000		
賛助会員@ 1,000×19人	19,000	127,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	9,000	9,000	
3. 事業収益			
①情報発信事業	0		
②人權問題の調査研究	0		
③人權に係る啓発・教育	36,200		
④出版物の刊行、資料収集	0	36,200	
4. その他収益			
受取利息	2		
雑収入		2	
経常収益計①			172,202
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	0		
アルバイト人件費			
人件費計②	0		
(2) その他経費			
講師謝礼金	12,153		
団体謝礼金	0		
会場借上費	0		
旅費交通費	27,569		
雑費（書籍を含む）	23,395		
印刷製本費	25,267		
福利厚生費	0		
通信運搬費	42,938		
ホーム・イン管理費	17,038		
会議費	0		
その他経費計③	148,360		
事業費計②+③=④		148,360	
2. 管理費			
(1) 人件費			
給与手当	0		
法定福利費	0		
アルバイト人件費	0		
人件費計⑤	0		
(2) その他経費			
旅費交通費	0		
雑費	900		
印刷製本費	35,880		
福利厚生費	7,200		
通信運搬費	0		
通信費	110		
会議費	1,225		
減価償却費	0		
リース料	0		
会費・参加費	10,000		
消耗品費	21,279		
水道光熱費	0		
地代家賃	0		
租税公課	0		
業務委託費	0		
その他経費計⑥	76,594		
管理費計 ⑤+⑥=⑦		76,594	
経常費用計 ④+⑦=⑧			224,954
当期正味財産増減額 ①-⑧=⑨			-52,752
前期繰越正味財産額 ⑩			277,622
次期繰越正味財産額 ⑨+⑩			224,870

様式例・記載例（法第28条第1項「前事業年度の計算書類（貸借対照表）」）

2022年度 貸借対照表

2023年3月31日現在

特定非営利活動法人のた人権研究センター

(単位：円)

科目		金額	
I	資産の部		
	1. 流動資産		
	現金預金	224,870	
	未収金	0	
	0	
	流動資産合計		224,870
	2. 固定資産		
	(1) 有形固定資産		
	車両運搬具	0	
	什器備品	0	
	パソコン・プリンタ	0	
	有形固定資産計	0	
	(2) 無形固定資産		
	ソフトウェア	0	
	0	
	無形固定資産計	0	
	(3) 投資その他の資産		
	敷金	0	
	○○特定資産	0	
	0	
	投資その他の資産計	0	
	固定資産合計		0
	資産合計		224,870
II	負債の部		
	1. 流動負債		
	未払金	0	
	前受民間助成金	0	
	0	
	流動負債合計		0
	2. 固定負債		
	長期借入金	0	
	退職給付引当金	0	
	0	
	固定負債合計		0
	負債合計		0
III	正味財産の部		
	前期繰越正味財産	277,622	
	当期正味財産増減額	-52,752	
	正味財産合計		224,870
	負債及び正味財産合計		224,870

様式例・記載例（法第28条第1項「前事業年度の財産目録」）

2022年度 財産目録

2023年3月31日現在

特定非営利活動法人ひた人権研究センター
（単位：円）

科目		金額	
I	資産の部		
	1. 流動資産		
	現金預金		
	手元現金	0	
	九州ろうきん銀行普通預金	224,870	
	未収金		
	××事業未収金	0	
		
	流動資産合計		224,870
	2. 固定資産		
	(1) 有形固定資産		
	什器備品		
	パソコン1台	0	
	応接セット	0	
	プリンター	0	
	歴史的資料	評価せず	
		
	有形固定資産計	0	
	(2) 無形固定資産		
	ソフトウェア	0	
	財務ソフト		
		
	無形固定資産計	0	
	(3) 投資その他の資産		
	敷金	0	
	○○特定資産		
	××銀行定期預金	0	
		
	投資その他の資産計	0	
	固定資産合計		0
	資産合計		224,870
II	負債の部		
	1. 流動負債		
	未払金		
	事務用品購入代	0	
		
	預り金		
	源泉所得税預り金	0	
		
		
	流動負債合計		0
	2. 固定負債		
	長期借入金	0	
	××銀行借入金		
		
		
	固定負債合計		0
	負債合計		0
	正味財産		224,870